

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から49年3月まで

私は、昭和46年8月に会社を退職し、兄弟が経営する事業に加わったとき、直ちに市役所で国民年金の加入手続を行い、同時に国民年金手帳の交付を受けた。厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことや将来に不安を覚えた妻と喧嘩になったこともあって、このことをはっきりと覚えている。その後、中年の女性が集金に訪れていたが、約1年半後から納付書による銀行での納付に変わった。

ところが、昭和49年に、2冊目の手帳が郵送されてきて、市役所に問い合わせると、「新しい番号に整理したので前の手帳は処分して下さい。」と言われた。また、家計簿に1冊目の手帳の番号を控えていたのに、これも震災で消失した。申立期間の保険料を納付していたので、ぜひ公正に判断し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金被保険者期間について保険料をすべて納付し、昭和50年1月以降は付加保険料を納付している上、申立人の妻も国民年金被保険者期間について保険料をすべて納付しているなど、申立人夫婦の納付意識は高いことがうかがえる。

また、申立人よりも遅れて国民年金に加入し、同時に国民年金保険料の納付を開始したとする申立人の妻については、社会保険庁の記録により、昭和48年7月から保険料が納付済みであることが確認できる上、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の記録によると、同年7月に任意加入の手

続（制度上は強制被保険者）を行っているにもかかわらず、国民年金手帳記号番号は、加入時点から1年9か月前の46年10月に、39万番台で払い出されている記録となっていることが確認できる。一方で、同払出簿の記録によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、49年9月に、31万番台で払い出されている記録となっていることが確認できる。これらの点について、社会保険事務局では、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出しの時系列に矛盾があるが、説明しうる根拠は不明であるとしており、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出しの記録に不自然な点がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私は、両親の勧めにより昭和53年3月16日に市役所において国民年金の加入手続を行ったところ、窓口職員から過去3年分さかのぼって国民年金保険料を納付できる旨の説明を受けたことから、申立期間を含む3年度分の国民年金保険料として約5万円をその日のうちに納付したと記憶しているが、社会保険庁の記録によると、その3年度分のうちの申立期間の保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和53年3月に国民年金への加入手続を行い、昭和52年度以降の国民年金保険料を現在に至るまで未納とすること無く現年度納付し続けていることが確認できる上、申立人の妻についても、申立人と結婚した平成5年8月以降の国民年金保険料を未納とすること無く納め続けていることから、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和50年度（12か月分）及び51年度（申立期間の12か月分）に係る過年度納付書並びに52年度（12か月分）に係る現年度納付書の3枚を一緒に受け取り、その日のうちに金融機関において3年度分の保険料を一括納付したとしているところ、社会保険事務所の記録によると、50年度及び52年度の国民年金保険料は納付済みとなっていることが確認でき、52年度（月額2,200円）の国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、申立期間の51年度（月額1,400円）の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間を含む3年度分の国民年金保険料として一括納付したと主張とする金額は、実際に必要な保険料額と概ね一致している上、申立期間は12か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私は、両親が地区の婦人会を通じて国民年金保険料を納付していたことを知っていたものの、長い間国民年金に加入していなかったが、昭和50年に国民年金の保険料が過去にさかのぼって納付できることを知り、同年12月11日に町役場において自分で加入手続を行い、同月20日に金融機関において両親が未納としていた期間及び自分の20歳以降の国民年金保険料のすべてを特例納付及び過年度納付したと記憶しており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその両親は、国民年金の被保険者資格を取得した以降、60歳を迎えるまでの間、申立人の申立期間以外は国民年金保険料を未納とすること無く納め続けており、申立人及びその両親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、特例納付及び過年度納付に係る納付書をどのように入手したのかについては覚えていないとしているものの、町役場においては、発行する納付書は現年度のものに限っていたとしていることから、申立人が社会保険事務所とのやり取りの上、申立人及びその両親に係る特例納付書及び申立人に係る過年度納付書を入手していたものと考えられ、この場合、社会保険事務所が申立期間に係る納付書のみを発行しなかったとは考え難い。

さらに、納付する意思を持って社会保険事務所から発行を受けた申立期間に係る納付書を国民年金保険料の納付意識の高い申立人が未納のまま放置しておくとは考え難い上、月額1,100円に上がった昭和50年4月以降の現年度保険料を550円及び900円と低額であった申立期間の保険料より優先して納付していたとも考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月

私は、大学在学中の国民年金保険料について、卒業後、さかのぼって納付したが、その一部が納付記録に反映されていない。

就職後の平成6年4月に、学生時代の免除期間に係る保険料の追納の申込みに行った際、4年3月から24か月分の納付が可能だと言われ、合計24枚の納付書を発行してもらい、1か月毎、すべて納付した。しかし、4年3月の国民年金保険料のみが未納とされているので詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生免除の適用を受けた平成4年4月以降、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、頻回にわたる厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に行うなど、国民年金に対する加入意識及び保険料の納付意識は高いとみられる。

また、申立人は、平成6年4月に、学生時代の免除期間に係る保険料の追納の申込みに行った際、4年3月から24か月分の納付が可能だと言われ、合計24枚の納付書を発行してもらい、すべて納付したと主張しているところ、社会保険庁の記録によれば、4年4月から6年2月までの23か月間について、当初、免除期間とされた後、すべて追納されていることが確認できる上、申立期間については制度上過年度納付が可能^{びょう}な期間であり、申立内容の信憑性は高く、申立期間についても納付書が発行され、納付されたとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は、昭和50年ごろに赤い納付書が届いたので、国民年金保険料を納付しようとして市役所に赴いた。しかし、50年4月から51年3月までの保険料は市役所で受け取ることができないため、社会保険事務所に行って保険料を納め、国民年金の台帳のA市に移すようにして下さいと言われた。その数日後、社会保険事務所へ赴いて国民年金保険料を現金で納付した。その時に領収書ももらわなかったので不審に思ったが、送付されてきた昭和50年度分の過年度納付書を国民年金手帳に貼付し、役所を信じることにした。

平成19年に年金記録の照会をしたところ、当該期間について、納付した記憶があるにもかかわらず、未納となっていることに納付できなかったため申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ごろに過年度納付書を送付された後、社会保険事務所で申立期間の国民年金保険料を現金納付したとしているところ、申立人が所持する当該過年度納付書は、昭和51年度の作成であることが確認できることから、申立人が社会保険事務所で過年度納付したとする時期は、51年度中であつたことが推認できる。

また、社会保険庁の記録及び申立人が所持している国民年金手帳を見ると、申立人が昭和51年4月27日にA市において、国民年金の住所変更を行い、申立期間直後の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人の国民年金の手続に関する記憶には信ぴょう性がうかがえる。

さらに、社会保険事務局によると、当時の過年度納付書は、社会保険事務所の窓口での過年度納付には使用できなかったとしており、申立人は、申立期間

の過年度納付書を使用せずに国民年金手帳に貼付し、現在も所持していることから、申立期間の保険料を社会保険事務所で現金納付していたと考えるも不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人は、申立期間以降に保険料の未納期間は無く、申立期間は12か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から43年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から43年5月まで
② 昭和45年6月から48年12月まで

昭和41年度に、夫の母（義母）と妹（義妹）が私達夫婦の家に転居してきた。義母は、転居前のA市に住んでいた時から、私の夫に勧められて国民年金に加入しており、転居後も引き続き国民年金保険料を納付することになり、毎月、集金に来てもらうことになった。

その際、私も夫に勧められて国民年金に加入し、義母の分と一緒に国民年金保険料を集金人に納付していた。保険料は、最初は200円ぐらいで、少しずつ値上がりして、最後の方は500円ぐらいだったと思う。義母と二人分の保険料を納めるのは、経済的に苦しかったことを覚えている。その後は、仕事に就いたり辞めたりした時期があったが、その都度、夫が切替えの手続きをしてくれて、納付漏れがないように保険料を納め続けてきた。

納めたはずの保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、i) 戸籍の附票によると、申立人は昭和42年1月から義母と同居していること、ii) 社会保険庁の記録によると、義母はA市在住時からの国民年金保険料の納付を継続し、申立人と同居を開始した同年1月以降も国民年金保険料を納付していることが確認できること、iii) 申立人が夫の勧めもあって国民年金に加入したと主張していることについて、当時、義母と同時に同居を始めた義理の妹が、これを証言していることから、申立人は、その主張どおり、同年1月から国民年金に任意加入したものと推認できる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年1月28日に払い出されていることが確認できるが、申立人は、43年6月に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、45年5月に同資格を喪失していることから、申立人には、申立期間①の始期である42年1月ごろに、別の相手記号番号が払い出されていた可能性も否定しがたい。

さらに、申立人の姉及び友人が、申立人が義母との同居をきっかけに義母と申立人の二人分の国民年金保険料を集金人に納めるのが経済的に苦しかった旨の話を聞いたと、当時の様子を具体的に証言していることから、申立人は、申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたと考えることが相当である。

- 2 申立期間②について、社会保険庁の国民年金被保険者台帳及び市役所の国民年金被保険者名簿によると、申立人が、昭和49年1月28日に国民年金に任意加入する申出をしたことが記載されていることが確認でき、任意加入被保険者である場合、申立期間②の始期である45年6月にさかのぼって国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から43年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 1014

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年12月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から同年12月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで

私は、昭和44年4月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、その際、過去1年分の国民年金保険料を納付した(申立期間①)。

その後は、3か月ごとに自宅を訪問する集金人に、夫と二人分の保険料を納めてきた。昭和51年1月から同年3月までの保険料については、B市へ引っ越す前の昭和51年1月ごろにC市役所で支払った。領収書は紛失してしまったが、確定申告書の控えが残っており、社会保険料控除の金額も含まれている(申立期間②)。

平成19年10月に社会保険事務所に照会したところ、申立期間が未納とされていることが分かったので、申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年4月12日に払い出されていることが確認できることから、申立人は、同年4月ごろに国民年金の加入手続を行ったものとみられ、申立人が主張するとおり、申立期間①の国民年金保険料を現年度納付することが可能である。当該期間については、申立人が記憶している国民年金手帳の色が当時実際に使われていたものと一致しており、申立内容の信ぴょう性の高さがうかがえる上、当該期間の夫の保険料については納付済みとなっていることから、申立人の保険料も納付されていたものと考えるのが自然である。

また、申立期間②については、申立人が所持する昭和51年分の確定申告書(控え)の社会保険料控除欄に、申立期間の保険料額を含めた控除額の記載があることから、当該期間の保険料が納付されていたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年2月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月から平成2年3月まで

私は、20歳になった時に、母親から国民年金の保険料は払わないといけなと言われていたので、市役所で国民年金への加入手続きを行い、その後、郵送されてきた納付書により、国民年金保険料を同市役所で納付するようになった。

大学を卒業して平成2年4月に会社に就職した際、会社に年金手帳を提出したが、それは要らないと言われ、新しい年金手帳を受け取った。私は、それまで加入していた国民年金の記録が統合されたために古い年金手帳が不要になったのだと思い、その後独り暮らしを始めた時に、当該年金手帳を処分してしまった。

当時母親が書いていた家計簿や、処分した年金手帳に記載されていた番号を書き写したノートを家中くまなく探しても見つからなかったが、国民年金加入当初の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間の保険料を申立人に代わって納付したことがあるとする申立人の母親も、昭和53年5月に国民年金に任意加入して以降95か月間の保険料を未納無く納付している上、申立人の弟の国民年金加入手続きを行い、その保険料を納付しているなど、納付意識が高いことがうかがえる。

さらに、申立人は、母親の勧めにより市役所で国民年金に加入した時の状況や、就職した際に年金手帳を会社に提出した時のやり取りを具体的に記憶して

いる上、当該会社の当時の人事課長が、申立人の就職時に、申立人から、就職するまで加入していた国民年金についての話を聞いたことを証言していることから、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から41年3月まで

私は、市の職員に勧められて、国民年金の加入手続を行いました。その時、市の職員から昭和36年4月にさかのぼって保険料を納付できると聞いたので、郵便局で何回かに分けて、夫の分と併せて二人分の保険料を納付したのにもかかわらず、私だけが未納となっている期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、申立人の申立期間を除き、国民年金加入期間に国民年金保険料の未納が無く、夫婦共に納付意識が高いことがうかがえる。

また、市の記録によると、申立人は、昭和49年3月12日に国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、この時点で、申立人は特例納付により過去の保険料をさかのぼって納付しなければ無年金者になっていたことがうかがえる上、加入手続を行った時期は第2回特例納付期間（49年1月から50年12月まで）と一致していることから、申立人が市の職員から国民年金への加入勧奨を受け、特例納付したとする主張には信憑^{びよう}性がうかがえる。

さらに、申立期間の前後の期間については、それぞれ第2回特例納付による納付が確認できる上、申立期間の一部と重複する申立人の夫の国民年金加入期間（昭和39年6月から41年3月まで）は、特例納付により納付されていることが確認できる。

加えて、申立人が所持する昭和47年度の領収書（過年度納付書）により、昭和47年4月から同年7月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間

の合計7か月分の保険料を第2回特例納付期間内である49年6月6日に納付していることが確認できるが、当初、社会保険庁が管理する被保険者台帳では、47年度の保険料納付済期間は4か月であるとして取り扱われていたことが確認でき、行政側の納付記録の管理に不備がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 1017

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年3月までの期間及び45年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から45年3月まで
② 昭和45年7月から同年9月まで

私の妻は、昭和41年4月から夫婦の国民年金保険料を納付してきたが、年金特別便により申立期間が未納であることを知ったので、家の中を探したところ、申立期間の直前の期間（昭和44年4月から同年9月までの期間及び45年4月から同年6月までの期間）に係る「領収書」と「年金手帳の検認記録印」がそれぞれ見つかった。

社会保険事務所に照会したところ、「領収書」と「年金手帳の検認記録印」はいずれも保険料を納付したことを示す資料であるため、ある期間についてこれら双方の資料が存在することは、その期間の保険料が重複して納付されていたものと認められ、請求があれば保険料を還付するとの回答を得た。

しかし、同じ期間の保険料を2回も納付するはずは無いので、「領収書」と「年金手帳の検認記録印」のいずれかの納付記録は、申立期間のものであると思う。保険料を還付するのではなく、申立期間を納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和41年4月に国民年金に加入して以降60歳までの国民年金被保険者期間において、申立期間(計9か月)及び転居に伴う1か月の未納期間以外は312か月と長期にわたって国民年金保険料を納付しており、夫婦の保険料を納付していたとする申立人の妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①及び②はいずれもその前後の期間の保険料が納付済みであ

り、申立期間の前後を通じて住所の変更など生活状況に大きな変化が無く、国民年金保険料の納付が困難となる事情は認められないことから、申立期間についても、国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年3月までの期間及び45年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から45年3月まで
② 昭和45年7月から同年9月まで

私は、昭和41年4月から夫婦の国民年金保険料を納付してきたが、年金特別便により申立期間が未納であることを知ったので、家の中を探したところ、申立期間の直前の期間（昭和44年4月から同年9月までの期間及び45年4月から同年6月までの期間）に係る「領収書」と「年金手帳の検認記録印」がそれぞれ見つかった。

社会保険事務所に照会したところ、「領収書」と「年金手帳の検認記録印」はいずれも保険料を納付したことを示す資料であるため、ある期間について、これら双方の資料が存在することは、その期間の保険料が重複して納付されているものと認められ、請求があれば還付するとの回答を得た。

しかし、同じ期間の保険料を2回も納付するはずは無いので、「領収書」と「年金手帳の検認記録印」のいずれかの納付記録は、申立期間のものであると思う。保険料を還付するのではなく、申立期間を納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和41年に国民年金に加入して以降60歳までの国民年金被保険者期間において、申立期間(計9か月)及び転居に伴う1か月の未納期間以外は343か月と長期にわたって国民年金保険料を納付している。その上、申立人は、60歳になった後の任意加入期間においても53か月間の保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①及び②はいずれもその前後の期間の保険料が納付済みであ

り、申立期間の前後を通じて住所の変更など生活状況に大きな変化が無く、国民年金保険料の納付が困難となる事情は認められないことから、申立期間についても、国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和33年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月1日から同年3月1日まで
昭和32年2月からB社に勤務し、33年1月1日に当時の社長の命令によりA社に移籍した。B社とA社の事業主は同一であるので、厚生年金保険に加入しているはずです。調査願います。

第3 委員会の判断の理由

商業法人登記簿等により、申立期間当時のB社及びA社の代表取締役は同一人であったことが確認できる上、当時のA社の取締役工場長及び同僚の証言から判断すると、B社とA社は関連会社であったと認められる。

また、A社の当時の工場長は、「申立人は当時の社長に気に入られており、B社からA社に切れ目無く移って来た。まじめな人であったことを覚えている。」と証言しており、元同僚も「B社からA社に出向してきており、空白は無い。」と証言している上、元同僚でB社とA社間で異動している者は厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において継続して勤務し（昭和33年1月1日にB社からA社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における資格取得時の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から56年12月までの期間及び58年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年6月から56年12月まで
② 昭和58年4月から61年3月まで

昭和45年8月の結婚を機に、義母が国民年金の加入手続を行ってくれた。50年2月までの住所は住民票では夫の実家になっており、義母が私の国民年金保険料を代わりに納付してくれていた。同年2月以降は公民館にて婦人会の集金と称して毎月末に水道代や消防費と一緒に国民年金保険料を納付していた。当時私は年金手帳を紛失しており、納付書を持参して保険料を納付していた。その後、55年7月に転居した後は自治会の各長が、月末に固定資産税、水道代等と一緒に国民年金等を集めてくれていた。

記録を確認すると、昭和57年1月から58年4月まで国民年金の加入記録が残っているとのことであるが、これも不思議に思う。私は60歳になるまで未納は無く、ずっと保険料を払い続けていたはずであるし、役場に出向いて一度も任意加入や脱退の申出を行った記憶が無いので、私の記録は消えてしまったのではないかという気持ちもあり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②において、申立人の夫は厚生年金保険に加入中であるため、申立人は国民年金について任意加入期間であるところ、社会保険事務所が保管する被保険者台帳及びA町が保管する被保険者名簿によると、申立期間①については昭和47年8月28日付けで、申立期間②については58年4月11日付けで、それぞれ国民年金被保険者資格(任意加入)の喪失の記載が確認できる上、行政側における書類の管理に不備は見受けられないことから、当該日付で国民年金被保険者資格(任意加入)の喪失手続が行われ、それ以降の期間について

は行政が収納手続をとることが無かったものと推認される。

また、申立人は、申立人の義母が昭和 50 年 1 月まで申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、義母は既に亡くなっている上、申立人は当該保険料の納付に関与していないため、当時の納付状況等が不明であり、ほかに申立人の義母が申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、B 市及び A 町によると、申立期間①及び②当時のそれぞれの国民年金保険料の収納方法及び納付組織については、当時の集金方法を確認する資料が現存しておらず、当時の状況を明確に記憶する職員も見当たらないため、詳細は不明であるとしている上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から52年3月まで

私は20歳の時から父親の自営業や家事を手伝っていて、22歳の時に、父親に自分の健康保険や年金のことを尋ねると、「お父さんが、すべてきちんと払っているから安心なさい。」と言われた。父親は、昭和53年に亡くなるまで、私の国民年金保険料を納付してくれていた。

しかし、社会保険事務所で調べてもらったら、記録にはそのうちの2年間しか納めたことになっていない。

家族全員の保険料が納付されているのに、几帳面な性格の父親が、私の保険料だけ納付しないというのは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が家族全員の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立期間と重複する一部期間において、申立人の母親、妹及び弟に未納期間があり、申立内容と一致しない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年12月10日に申立人の妹と連番で払い出されていることが確認できることから、申立人が、申立期間すべての保険料を納付するためには、43年4月ごろに、これとは別の同手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して、別の同手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

さらに、申立人の父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人の父親は既に亡くなっており、申立人自身は保険料の納付等に関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1021

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から49年10月まで

私は、昭和50年4月か5月ごろ、仕事関係の方に国民年金に加入することを勧められたことをきっかけに、市役所へ行き、国民年金保険料をさかのぼって納付したい旨を申し出たところ、「市役所では1年間しかさかのぼれませんが、社会保険事務所へ行けば2年間さかのぼれます。」と言われ、社会保険事務所へ行って国民年金保険料を納付した記憶がある。

納付した金額は覚えていないが、大きな金額ではなかったと思う。その際に領収書や年金手帳をもらった記憶は無い。納付した期間に厚生年金保険の被保険者であった期間が2か月間あったことも分かっていたが、大した金額ではないので、二重で納付した気がする。30年以上も前の事で、資料・証拠などは全く残っていない。ただし、市役所・社会保険事務所に行った記憶は明確にある。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年8月に払い出されており、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間となる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、当時、社会保険事務所に行った事は記憶しているが、その際の加入手続等についての記憶が定かでなく、納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から45年3月までの期間及び47年1月から48年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から45年3月まで（うち、36年4月から38年3月までは重複納付）
② 昭和47年1月から48年2月まで

私は、昭和36年4月ごろ、妻が市役所で夫婦の国民年金の加入手続きを行い、毎月集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、領収書のようなものをもらっていた記憶がある。領収書は、昭和48年12月にA市に転居した際に無くしてしまった。A市に転居後は、農協などで保険料を納付していた。

昭和55年6月に社会保険事務所に呼び出され、夫婦共に未納期間があると言われた。抗議したが聞き入れてもらえず、36年4月から38年3月までの期間の保険料9万6,000円を特例納付した。

私達夫婦が昭和36年から国民年金保険料を納付し続けてきたことは妻の義姉も知っており、未納とされている期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料を毎月集金人に納付してきたとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年4月16日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、これとは別に、申立期間①の当初ごろに同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、夫婦の国民年金の加入手続きやその後の国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の妻は、申立期間①当時に国民年金手帳があったとする記憶

は無く、保険料を毎月集金人に納めて領収書のようなものを受け取っていたとしているが、B市役所によると、申立期間当時は3か月単位の集金であり、領収書を発行するのではなく国民年金手帳に検認印を押印することで国民年金保険料を収納していたとしており、申立人の妻の証言と一致しない。

なお、申立期間①の一部である昭和36年4月から38年3月までの期間については、55年6月に保険料9万6,000円を特例納付した記録があるが、当該期間の保険料を重複して納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人の妻が厚生年金保険の被保険者期間であり、申立人は当該期間の始期である昭和47年1月10日に強制加入の被保険者に該当しなくなるため、当該期間の保険料を集金人に納付するためには、改めて任意加入の手続を行う必要があるが、申立人の妻は、この時期に申立人の任意加入の手続をした記憶は無いとしている。

このほか、申立人が申立期間①（重複納付期間を除く。）及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の昭和38年4月から45年3月までの期間及び47年1月から48年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、36年4月から同年9月の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで（うち、36年4月から同年9月までは重複納付）

私は、昭和36年4月ごろ、市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、毎月集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、領収書のようなものをもらった記憶がある。領収書は、昭和48年12月にA市に転居した際に無くしてしまった。A市に転居後は、農協などで保険料を納付していた。

昭和55年6月に社会保険事務所に呼び出され、夫婦共に未納期間があると言われた。抗議したが聞き入れてもらえず、昭和36年4月から同年9月までの期間の保険料2万4,000円を特例納付した。

私達夫婦が昭和36年から国民年金保険料を納付し続けてきたことは義姉も知っており、未納とされている期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月集金人に納付してきたとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年4月16日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、これとは別に、申立期間の当初ごろに同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳があったとする記憶は無く、国民年金保険料を毎月集金人に納めて領収書のようなものを受け取っていたとしているが、B市役所によると、申立期間当時は3か月単位の集金であり、領収書を発行するのではなく国民年金手帳に検認印を押すことで国民年金保

険料を収納していたとしており、申立内容と一致しない。

なお、申立期間の一部である昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの期間については、55 年 6 月に保険料 2 万 4,000 円を特例納付した記録があるが、当該期間の保険料を重複して納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間（重複納付期間を除く。）に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間（重複納付期間を除く。）について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の昭和 36 年 10 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、36 年 4 月から同年 9 月の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から61年3月までの期間、61年10月から62年3月までの期間及び平成元年1月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月から61年3月まで
② 昭和61年10月から62年3月まで
③ 平成元年1月から同年10月まで

自営業をしていた私は、昭和38年に結婚、若いころは「手に職があれば、家族は養える。」との思いしか無く、年金に対する意識も関心も無かったが、仕事仲間から「老後のために」と国民年金への加入を勧められ、私の妻が、私と妻の保険料を一緒に納付していた。

しかし、年金記録を確認したところ、国民年金の保険料を納付していない期間があると知らされた。私の妻が保険料を納付しているはずなので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立期間について、社会保険庁の納付記録及び市の収滞納記録のいずれにおいても、申立人の妻は未納となっている。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していた申立人の妻は、期間の特定はできないが、国民年金保険料を納付しなかった期間があったことを認識しているとして、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況に関する記憶が定かでない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から61年3月までの期間、61年10月から63年3月までの期間及び平成元年1月から2年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月から61年3月まで
② 昭和61年10月から63年3月まで
③ 平成元年1月から2年1月まで

昭和38年に結婚し、自営業をしていた私の夫が、「老後の生活は年金が頼り」と考えていたこともあって、私は、夫婦二人分の国民年金保険料を夫から渡される生活費の中からやりくりし、自宅を訪れる集金人に納付していた。

年金問題が発生し、夫が夫婦の年金記録を社会保険事務所で確認したところ、未納期間があることを知った。確かに、国民年金保険料の納付を忘れた時期があったことは認識しているが、私の年金記録について、もう一度、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、期間の特定はできないが、国民年金保険料を納付しなかった期間があったことを認識しているとしている上、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況に関する記憶が定かでない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から55年12月までの期間、56年1月から60年9月までの期間、61年4月から同年9月までの期間、平成8年3月から同年7月までの期間及び11年4月から12年11月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から55年12月まで
② 昭和56年1月から60年9月まで
③ 昭和61年4月から同年9月まで
④ 平成8年3月から同年7月まで
⑤ 平成11年4月から12年11月まで

私は、A市に引っ越した昭和56年1月に住所変更と同時に、国民年金保険料について免除の手続をした。夫が免除とされているのに私は免除になっていない。毎年、夫と一緒に手続をしたので記録に誤りがある。その他の期間についても免除を受けていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年12月に払い出されており、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では当該申立期間は、制度上保険料の免除ができない期間となる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、B町が保管する申立人に係る被保険者台帳によれば、申立期間③のうち、昭和61年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料が、63年11月14日に一旦過年度納付されているものの、納付期間が時効であるとして同年11月28日に還付決定されていることが確認でき、一旦過年度納付された当該期間について、保険料が免除されていたとは考え難い。

さらに、申立期間④及び⑤については、申立人は夫と一緒に免除の手続を行

ったとしているが、B町が保管する申立人に係る被保険者名簿には、当該期間の保険料が免除されたとの記載は無く、未納期間とされている上、申立人の夫についても同様に未納期間となっており、申立内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料について免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間①から⑤までの保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1027

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から49年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から49年7月まで

私は、母から20歳になったら国民年金に加入できることを聞き、国民年金の加入手続を行ったのが私だったのか母であったのかの記憶は定かでないものの、20歳となった昭和42年10月以降の国民年金保険料を母が納付してくれていたと記憶している。

具体的な加入手続の時期や場所及び保険料の納付方法についての記憶は無いものの、申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続や具体的な納付方法については記憶していないものの、申立人の20歳以降の国民年金保険料については、母親が納付していたとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年8月18日に払い出されていることが確認できる上、市役所が保管する申立人の昭和53年度の国民年金収滞納一覧表を見ると、申立人が同年度内に国民年金に新規加入したことを示すコード番号が確認できることから、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出され、申立人に係る国民年金の加入手続が行われていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、当時、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であり、ほかに申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 602

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月23日から41年6月30日まで

昭和35年9月以降もA社で仕事を継続していた。41年7月にB社から退職金も支給されており、厚生年金被保険者期間が35年9月22日に中断している心当たりが無い。調査をし、公正な認定をして頂きたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立書の職歴内容に記載した事項は、申立てに係る事業所の業務内容であることは確認できる。

しかしながら、申立人は、「C製造プラントの実用運転を見届けて退社した。」と供述しているものの、複数の元従業員は、「C製造工場は昭和36年ごろには既に完成していたと思う。」と証言している上、36年にA社が発行したCのカタログが存在する。

また、当時、C製造プラントの建設に携わっていた元同僚の証言によると、申立人の記憶している工場は、D製造工場の跡地に建設されたCを製造していたE工場であると考えられるところ、A社の発行した社報によれば、E工場で製造していたCの商品は昭和35年には発売されていることが確認でき、すでに同年には同工場は稼働していたこととなり、申立人の供述と一致しない。

さらに、申立てに係る事業所は昭和40年にB社と合併しているが、同社には当時の資料が残っておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認できない上、元同僚からも、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことの証言は得られない。

加えて、申立人は、昭和36年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得しており、申立期間の国民年金保険料をすべて納付済みである。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 15 日から 46 年 5 月 10 日まで

私は、昭和 45 年 7 月から 46 年 6 月ごろまでの間、A 社において継続勤務し、途中退職や休職した記憶が無いにもかかわらず、社会保険庁の記録では途中期間にあたる 45 年 9 月から 46 年 4 月までの厚生年金保険加入記録が抜け落ちており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 7 月から 46 年 6 月までの間、A 社において正社員として勤務していたとしているところ、申立人が記憶する元同僚 3 人に係る同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、事業主及び元同僚二人の証言からも、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主及び上記元同僚二人からは、申立人が申立期間当時、A 社において継続勤務していたとする明確な証言が得られなかった上、申立人が同社において最初に厚生年金保険被保険者資格を取得及び喪失したことが確認できる被保険者原票の備考欄を見ると、資格喪失届に伴い、何らかの事情で被保険者から健康保険被保険者証の回収が出来ない場合を示す「不能届添付証返納督促」のゴム印が押されていることが確認できる。

また、事業主が保管する申立人に係る厚生年金基金加入員証の写しを見ると、申立人が A 社において 2 回目の資格を取得した日とされている昭和 46 年 5 月 10 日に、同基金の加入員資格の取得及び加入員証の発行がなされていることが確認できる上、事業主は、当該基金に加入(45 年 12 月 1 日)した以降は、厚生年金保険と当該基金の両方の被保険者資格を取得させていたとしていることから、申立人が申立期間において被保険者だったとは考え難い。

さらに、事業主によると、A 社では人の出入りが頻繁であったことから、社

会保険の手続は起業当初からすべて顧問の社会保険労務士に任せていたと証言しているところ、当該社会保険労務士は既に廃業し、当時の状況に関する証言や関連資料の確認はできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 5 日から同年 5 月 1 日まで

私は、A社で販売をしていたが、昭和 63 年 4 月 4 日に退職し、翌日から B社C店で正社員として働きはじめ、同年 10 月 11 日に退職するまでの間、継続して勤務していたが、社会保険庁の記録によると、最初の 1 か月が厚生年金保険被保険者期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 4 月 5 日から同年 10 月 11 日までの間、B社において勤務していたとしているところ、同社によると、同年 4 月以降に試用社員として雇い入れていた従業員を同年 7 月 1 日付けで正社員として発令した際の内示及び発令通知文書は残っているものの、採用に関する資料は現存しないため、申立人が同社において勤務を開始した日については不明であるとしているが、申立人の詳細な記憶及び同社の証言によると、当時は 3 か月間の試用期間があり、申立人が同年 7 月 1 日付けで正社員として発令されていることから、申立人が申立期間当時、同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 63 年 3 月途中から同社において勤務を開始したと元同僚が供述する従業員についても、同年 4 月 1 日から勤務した者と同様に同年 4 月 1 日付けで被保険者資格を取得していることが確認できる上、同年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員は、同日付けで雇用保険の被保険者資格も取得していることから、B社においては、当時、月の途中から勤務した者について、翌月 1 日付けで各種社会保険の届出を行っていたものと考えられ、申立人の雇用保険の被保険者資格取得日は同年 5 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月30日から40年12月31日まで

私はA事業所で働いていた時、工場が火事になり、その後同事業所は再建できず、従業員は失業保険を受ける手続をし、それぞれに去っていった。失業保険及び厚生年金保険にも加入していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人がA事業所に在籍していたことは推認できるが、同事業所は個人事業所であったため法人登記は確認できない上、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする社会保険事務所の記録も無い。

また、申立人は、申立てに係る事業所の事業主の氏名及び当該事業所における勤務期間について明確に記憶しておらず、元同僚の証言からも当時の勤務状況等について確認することができない。

さらに、申立人が保管する当該事業所の従業員が写ったとする写真により確認できた元同僚5人については、申立期間において、いずれも厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、そのうち二人は国民年金に加入していたことが確認できる（一人については国民年金保険料を納付済み）。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月25日から2年8月1日まで

私が勤務していたA社は、B社に社名変更されたが、C地区にある同一事務所でその前後を通じて勤務していた。給与明細書は、親会社のコンピューターにて出力され、社名変更後も「A社」の名前の入った用紙をそのまま使用していた。提出した給与明細書から、厚生年金保険料が控除されている事実が確認できるので、申立期間について厚生年金保険に加入していた期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

法人登記簿謄本によれば、A社が平成元年10月24日に株主総会の決議により解散して清算人に引き継がれたこと、及びB社は2年1月4日に設立されたことが確認できるものの、元同僚の証言によれば、勤務場所及び勤務内容並びに従業員の異動は無く、事業は継続しており、当該事業の申立期間当時の実質的な経営者は、継続してA社の元事業主であったこと、及び申立人が継続して同社に勤務していたことも推認できる。

また、給与明細書により、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を当該事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、元同僚二人は、「申立期間当時の事務担当者であった申立人から『会社は保険料を払っていないみたいなので、調べた方がよい。』と言われたので社会保険事務所へ行って調べたら、年金記録が空白になっていたの、社長に抗議したところ、社長は事務誤りを認め、給料から引かれ過ぎていた保険料を現金で返金してくれた。」と証言しており、うち一人は、当時、給与明細書と照合し、全額返金してもらったことを確認したとしている。

さらに、A社の元事業主も、「申立期間当時の事務担当者は申立人だけなので、元同僚と同様に、申立人にも保険料相当額を返金したと思う。」と証言している。

ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書きでは、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、特例法第1条第1項ただし書きの規定により、申立人は、「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

兵庫厚生年金 事案 607

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月 31 日から 51 年 2 月 21 日まで
私は、昭和 49 年 8 月から 52 年 11 月まで継続して A 社に勤務していたが、社会保険庁の記録によると、50 年 12 月 31 日から 51 年 2 月 20 日までの間の厚生年金保険被保険者期間が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 8 月から 52 年 11 月までの間、継続して A 社に勤務していたとしているが、同社が保管する申立人に係る労働者名簿は、49 年 8 月 21 日に雇用を開始した際に作成したもののほか、申立期間直後の 51 年 2 月 21 日に雇用を開始した際に作成したものが確認できる上、同じく同社が保管する申立人に係る雇用に当たっての誓約書は、49 年 8 月 27 日付けのもの及び 51 年 2 月 23 日付けのものが確認でき、申立期間を含め 49 年 8 月から 52 年 11 月まで継続して同社に勤務していたとは考え難い状況にある。

また、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録によると、申立人は昭和 49 年 8 月 21 日に資格取得し、50 年 12 月 30 日に離職、51 年 2 月 21 日に再取得し、52 年 11 月 20 日に離職していることが確認でき、社会保険庁の記録及び事業所の保管する関連資料同様、申立期間における継続的勤務が確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月1日から3年1月1日まで

私は、昭和31年から平成5年3月末までの間、A社に継続勤務し、平成2年4月以降は同社B支店へ出向していたが、社会保険庁の記録によると、同年7月から同年12月までの間の標準報酬月額が減額されていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る職員カードを見ると、申立人が昭和31年3月1日付けで事務見習いとして入社し、平成2年4月1日付けで海外にある同社支店に部長代理として在籍出向し、3年後の5年3月31日付けで定年退職した旨の記載が確認できる上、出向に際し、申立人の給与が48万5,000円に増額されていたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、申立人の出向から3か月後の平成2年7月に行われた随時改定（月変）により、標準報酬月額が47万円から36万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人に係る健康保険組合の記録においても、社会保険庁の記録と同様に標準報酬月額が引き下げられていることが確認でき、事業主は、出向した申立人の標準報酬月額を引き下げる旨の届出を行った上、各種社会保険料を納付していたことがうかがえる。

この標準報酬月額の引き下げについて、申立人は、「出向後、給与から控除される厚生年金保険料額が減額されていることから、平成3年正月の一時帰国の際に会社の担当者に申し出た。」としており、申立人の給与から随時改定により引き下げられた標準報酬月額に基づいて、厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる。

その後、事業主が平成3年1月25日に再度の随時改定の届出を行い、同年1月1日以降の標準報酬月額を50万円に増額していることが社会保険庁の記

録において確認できるものの、2年7月の随時改定により引き下げた標準報酬月額を遡及訂正したとする記録は確認できず、申立人も標準報酬月額が引き下げられていた期間に係る厚生年金保険料の差額を追加徴収された記憶は無いとしている。

また、事業主は、申立人の標準報酬月額をいったん引き下げておきながら、申立人からの申出により標準報酬月額を引き上げた経緯については、当時の資料が無く不明としている上、通常、海外事業部に在籍出向させるにあたり、日本の本社と海外事業部の双方が給与を支給する場合、給与の総支給額から海外事業部における支給額を除いた額により標準報酬月額を定めることとなるが、申立人がどの様な取り扱いであったのかについても不明としている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 10 年 3 月 31 日まで

社会保険庁の記録によると、私がA社に勤務した平成 3 年 4 月から 10 年 3 月 31 日までの標準報酬月額は、6 年 12 月までが 14 万 2,000 円、7 年 1 月からは 9 万 2,000 円と実際の給与支給額よりも低い金額となっている。

同社の採用面接の際には、月給は 25 万円以上との説明を受けた記憶がある上、給与明細書を見ても、給与支給額は、社会保険庁の記録ほど低くないので、実際の給与支給額に見合う厚生年金保険の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、平成 7 年 1 月 1 日の時点において、A社における厚生年金保険被保険者資格を有していた申立人を含む 6 人の従業員について、同年 4 月の随時改定（月変）の届出により、標準報酬月額が同年 1 月 1 日にさかのぼって一律 9 万 2,000 円に減額されていることが確認できるが、この届出は、法律に基づき、事業主がすべての従業員に係る標準報酬月額を一律 9 万 2,000 円として届け出ていることが確認でき、申立人が所持する 8 年 11 月以降（一部期間を除く。）の給与明細書においても、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録における平成 6 年 12 月以前の期間に係る標準報酬月額については、専務が 20 万円、社長以下申立人を含むその他の従業員が 15 万円又は 14 万 2,000 円であったことは確認できるものの、A社はすでに廃業しており、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない上、社会保険事務所の記録にも不自然な点は見られない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 5 月 25 日から 42 年 12 月 29 日までの間はA社で、また、44 年 7 月 1 日から 45 年 4 月 1 日までの間はB社で勤務していたが、A社に係る脱退手当金については、私が同社を退職した際、同社の経理担当者であった夫が手続を行い受給したと記憶しているものの、B社に係る脱退手当金については、夫婦共に申請した記憶や受給した記憶は無く、申立期間が脱退手当金の受給済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る脱退手当金については受給した記憶があるものの、その後勤めたB社に係る脱退手当金を受給した記憶は無いとしているが、厚生年金保険法上、申立人の最初の就職先であるA社における19か月間の厚生年金保険被保険者期間とB社における9か月間の被保険者期間を通算しなければ、申立人の脱退手当金の受給要件(24か月間)を満たすことができない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、B社を退職した約3か月後の昭和45年7月10日に旧姓から新姓に変更されており、申立期間の脱退手当金が同日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、A社の退職時に受給した脱退手当金が、1万円を少し超えた額であったとしているところ、社会保険庁の記録によると、同社及びB社における厚生年金保険被保険者期間を通算した脱退手当金の支給額が1万543円であったことが確認でき、申立人が記憶する受給額と概ね一致する上、申立期間の脱退手当金は、その支給月数及び支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和45年7月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間

に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。